

## 厚木稲門会会則

第 1 条	【名 称】	本会は厚木稲門会と称する。
第 2 条	【目 的】	会員相互の親睦を図るとともに、母校並びに地域社会の発展に寄与する。
第 3 条	【会 員】	①厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市及び愛甲郡の在住者・在勤者・出身者で、本会の主旨に賛同し、所定の手続きで入会を申し入れた早稲田大学校友を会員とする。 ②上記に準ずる者で、会員が推薦し、所定の手続きで入会を申し入れ、幹事会で承認された者を会員とする。
第 4 条	【事 務 所】	本会の事務所は、厚木市内またはその周辺地域に置く。
第 5 条	【役 員】	本会は下記の役員を置く。 相談役:若干名 名誉会長:若干名 顧問:若干名 会長:1名 会長代行1名 副会長:若干名 幹事長:1名 副幹事長:若干名 事務局長:1名 副事務局長:若干名 常任幹事:若干名 幹事:若干名 会計:若干名 会計監査:若干名
第 6 条	【役員を選出】	役員は会員中より、総会にて選出する。
第 7 条	【役員の任期】	役員の任期は2年とし、再選を妨げない。
第 8 条	【総 会】	本会は、原則として年1回定時総会を開催し、事業活動報告、会計報告及び会計監査報告、事業計画案の承認、役員を選出、会則の変更等を行う。 採決は出席者の過半数にて行う。 特に必要がある場合は、臨時総会を開催する。 総会は、会長が招集する。
第 9 条	【幹 事 会】	幹事会は役員をもって構成する。 原則として月1回開催し、事業計画の立案及びその具体的実行計画の策定、早稲田大学及び神奈川県下校友会(稲門会)との連携、会員の入退会手続きと動静把握等を行う。
第 10 条	【事 業】	第2条の本会の目的を達成するため、必要とする事業を行う。
第 11 条	【運 営 資 金】	本会の運営は、会費、寄付等による。
第 12 条	【会 費】	会費は年間3000円とする。 原則として、会計年度の始めに納入する。
第 13 条	【会 計 年 度】	本会の会計年度は10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。
第 14 条	【退 会】	下記に該当し、幹事会で承認した会員を退会とする。 ①死亡、②退会を申し出た会員、③本会の名誉を著しく傷つけた会員、④会費を3年間未納の者
第 15 条	【附 則】	本会則は、昭和51年11月28日より施行する。 平成9年11月29日一部改定 平成11年11月28日一部改定 平成19年11月24日一部改定 平成21年10月25日一部改定 平成23年10月22日一部改定 平成25年10月12日一部改定